

一 般 質 問 通 告 書

令和 8年 5月 7日

議 会 議 長 様

議席番号 13 番

議員氏名 伊 藤 美佐子

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. 「高次脳機能障害者支援法」施行後の町の対応は	<p>2025年12月に成立し、2026年4月から施行された「高次脳機能障害者支援法」は、これまで自治体の裁量に任されていた支援を「国の責務」として法的に位置づけた画期的な法律です。</p> <p>また、この法律のポイントは、都道府県に支援センター設置義務を課す一方で、市町村（自治体）には「普及啓発」「相談体制の整備」「地域協議会への参画」といった、より住民に近い場所での役割を求めている点にあります。</p> <p>そこで杉戸町における「高次脳機能障害者支援法」に対する取組について伺います。</p> <p>(1) 本町の人口約4万3千人に対し、全国的な推計値を用いれば、少なくとも100名から200名程度の当事者が町内に存在すると想定される。現在、町が把握している高次脳機能障がい者（手帳保持者や相談実績）の人数は、この推計値に対してどの程度の割合か。</p> <p>(2) 本法では、個々の特性に応じた普及啓発が自治体の責務として明記された。窓口に来るのを待つだけでなく、例えば介護保険の認定調査時や、交通事故後の相談、生活困窮者支援の現場など、障がいの可能性に気づく機会をどう捉え、関係各課に周知・連携を図る考えなのか。</p>	町長 副町長 福祉課長 担当課長

5月 7日 午前 8時33分 受理

質問事項	質問要旨	指定答弁者
2. 障がい者のテレワーク雇用の推進は	<p>(3) 法律の基本理念（第3条）には『切れ目ない支援』が掲げられている。本町において、医療機関でのリハビリを終えた当事者が、地域の福祉サービスや就労支援へスムーズに移行できている現状をどう分析しているのか。また、町独自の『地域支援マップ』の作成や、相談支援専門員の専門性向上に向けた具体的な研修計画はあるのか。</p> <p>(4) 今後整備されるであろう地域協議会において、当事者やその御家族の意見を直接吸い上げる仕組みをどのように構築するのか。単に上位計画をなぞるだけでなく、わが町の生活実態に即した支援課題を議論する場として機能させるべきだと考えるが、町長の所見は。</p> <p>(5) 新法の施行に伴い、国からの財政的なバックアップも期待される場所である。これを機に、例えばピアサポーター（同じ障がいのある当事者による支援）の活用支援や、高次脳機能障がいに特化したショートステイの確保など、本町の福祉資源を拡充する考えはないのか。</p> <p>これまでの雇用は『人が仕事場へ行く』のが当たり前でした。しかし、デジタル技術が発展した今、『仕事は人の居場所へ行く』働き方が可能です。通勤という壁に阻まれていた方々の才能を、町の活力として生かすべきではないでしょうか。</p> <p>株式会社テレワークマネジメントの代表取締役である田澤由利（たざわ ゆり）さんは、日本のテレワーク普及における第一人者として知られています。</p> <p>同社では、企業も働きたい人も幸せになる障がい者のテレワーク雇用を推進しています。そこで伺います。</p> <p>(1) 本町として、障がい者就労支援センターが設置されているが、障がい者雇用の推進に対し、どのような方針であるのか。</p> <p>(2) 町内の障がい者雇用の現状は（法定雇用率の達成状況など）。</p>	町長 副町長 福祉課長 産業振興課長 総務課長 担当課長

質問事項	質問要旨	指定答弁者
	<p>(3) 例えば、多角的な視点から、改善が図れる点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者側として：通勤負担の解消、慣れた環境での就労によるメンタル安定 ・町政側として：法定雇用率の向上、福祉コスト（扶助費）から自立による税収増への転換 ・企業側として：広いエリアから優秀な人材の確保 <p>これらの視点から、町内の企業に「障がい者のテレワーク雇用セミナー」などを開催するなど、雇用の向上を図ることを提案するが、いかがか。</p> <p>(4) 身体的理由や精神的な特性により、通勤が困難で働く意欲があっても就労できない「潜在的労働力」について把握しているのか。</p> <p>(5) 令和8年7月1日以降、自治体（国・地方公共団体）の法定雇用率は、民間企業より更に高い水準（3.0%）を求められることとなりますが、どのような考えか伺う。</p>	